

さ情審査答申第126号
平成28年 6月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年10月28日付けで貴職から受けた、「平成26年度の、さいたま市臨時給付金普及啓発用チラシ及びポスター作成にかかる見積徴収手続きにおける・望月印刷株式会社から提出された、平成26年5月14日付け見積書中「仕様書のとおり」と記載のある当該仕様書・株式会社エビス及び関東図書株式会社から提出された見積書に添付された仕様書・平成26年5月13日日本市より上記3業者あてに見積依頼したメール本文及びメールに添付した、仕様書・「さいたま市臨時給付金普及啓発用チラシ及びポスター」の参考送付用印刷原稿案」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年5月28日付け保福福第699号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分のうち、削除したことにより不存在とした、見積徴収対象の3業者に依頼したメールについて、復元することによる開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 3業者に見積依頼した「メール本文、及びメールに添付した、仕様書」さ

いたま市臨時給付金普及啓発用チラシ及びポスター」の参考送付用印刷原稿案」を削除したとのことであるが、情報公開条例の趣旨から復元し、請求者に公開すべきである。

- (2) 削除したという当該メールは一定期間は送信済メールとして保管していたということだが、一定期間とは、どんな期間か。全庁どう通知なり行われているのか。
- (3) 市の共用メールシステムについては組織での運用上、メールサーバの保存容量に上限が設けられているということだが、メールサーバの上限は、どのように設定され庁内等に通知されているのか。
- (4) 処理を完了した不要なメールとして削除したということですが、不要なメールとは何ですか。処理を完了したら日常的に破毀するなら、全てメールしたら、紙で保存すべきだが、この場合は、メールで見積もり依頼するケースではない。トンでもない出鱈目である。電子入札のケースではない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 異議申立てにより開示を求められたメールは「さいたま市臨時福祉給付金普及啓発用チラシ及びポスター」の作成を行うため、平成26年5月14日、当時の臨時福祉給付金広報担当者により、市の共用メールシステムを利用し福祉総務課のアドレスから送信したものである。あて先は当該印刷業務に係る見積徴収の決裁により選定した3業者である。
- 2 その後、当該メールを一定期間は送信済メールとして保管していた。しかし、市の共用メールシステムについては組織での運用上、メールサーバの保存容量に課所ごとに上限が設けられており、処理が完了した不要なメールは日常的に削除しないと、新規メールの送受信が不能となってしまうことから、送付後半年経過した頃までに削除したものと考えられる。
- 3 異議申立人は、条例の趣旨から復元し、公開すべきと主張しているが、削除したメールの復元方法について確認を行ったところ、当該メールがメールシステムのバックアップデータとして保存されている可能性があることは判明したものの、職員が通常業務のなかで、メールサーバから削除済みのメールを復元し再度参照することは想定されていないため、既存のメールシステム上の機能を利用して当該メールを復元・検索・抽出処理を行うことができない。
- 4 条例では復元・検索・抽出のための新規プログラムの作成等、電磁的な追加作業を行って開示を実施することまで求められていないことから、本件請求については開示対象に対する行政情報が不存在であるとの理由によ

り不開示と決定した。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件は、実施機関がさいたま市臨時福祉給付金普及啓発用チラシ及びポスターの作成に係る見積徴収手続において、複数業者あてに見積依頼したメールの開示を異議申立人から求められたが、既に削除しており、不存在により不開示としたことに対して、当該メールを復元し開示すべきであるとして、異議申立てがあったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関の説明によると、平成26年5月14日に送信した当該メールは送信後半年程度経過した頃までに削除したと考えられるが、当該メールはメールシステムのバックアップシステムデータとして保存されている可能性がある」と判明したという。

(2) 異議申立人は当該メールを復元し開示することを求めている。条例第17条第3号及びさいたま市情報公開条例施行規則（さいたま市規則第18号）第8条第6項第3号では、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ及びビデオディスク以外の電磁的記録について実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により開示の実施を行うものと定めている。

一方、実施機関のメールシステムにおいては既に削除されたメールを復元・検索・抽出する機能は実装されていない。

行政情報として電子メールは、条例第2条第2号に規定する電磁的記録と解されるが、電子メールシステムにおける電子メールと電算システムにおける電磁的記録について、いずれも新たなプログラムを作成した上でなければ開示できない情報を復元等して開示することを、前述した条例等の規定に照らして条例が求めていると解することはできない。したがって、実施機関が異議申立てに係る行政情報を不存在による不開示としたことは妥当である。

(3) 次に、異議申立人は、前記第2(2)(3)及び(4)の主張により、実施機関の事務事業遂行におけるメールの活用について、組織としての運用の実態への懸念とメールの活用の自らの考えを述べている。事務事業を情報セキュリティに十分に配慮しながら適切かつ迅速に進めていくことは、現今の行政に課せられた大きな課題である。そうした中であって、電子メール活用は多くの事務部署において行われているのが実際である。こう

したメール活用の実態にあつて、事務事業遂行の中で後続の事務につながった時点、本件では3業者から見積りが提出された時点で処理が完了したメールとして、実施機関が課所ごとに決められた保存容量をみながら新規メールの送受信に支障が出ない時期まで存置した後削除した、との説明はその運用の実際を不自然なく明らかにしているものと考えられる。

- (4) 異議申立人のその余の主張については本件処分の当否に直接関係するものでなく、また、上記審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。
- (5) 以上の次第であるから、本件異議申立てには理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年10月28日	諮問の受理
②	同 年 11月16日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 11月19日	審議
④	同 年 12月 8日	異議申立人から意見書を受理
⑤	同 年 12月17日	審議
⑥	平成28年 1月21日	異議申立人からの意見陳述及び審議
⑦	同 年 2月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑧	同 年 6月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)